

出倉団地後継者独身住宅2号棟入居に関する諸注意

○ 下記は入居に関する諸注意となりますので、必ずご確認ください、了承された上でお申込みください（確認をしたことの証として、ページ下欄に記名押印願います）。また、内容にご不明な点やご質問等がございましたら、下記までご連絡ください。

- ・ 独身で町内に住所がある方または勤務場所がある方が対象となります。なお、入居に伴い住所を移してしていただくようになります。
- ・ 年齢が18歳以上50歳未満であり、学生ではない方が対象となります。入居後は50歳になった時点で退去していただきます。また、他者との同居はできません。
- ・ 入居する際には連帯保証人及び、家賃3ヶ月分の敷金が必要となります。連帯保証人は確実な保証能力のある方でなければなりません。（連帯保証人の所得証明書等により判断しますので、適切であると認められない場合には別の連帯保証人を見つけていただく必要があります）
- ・ 共用部分の電気代等としての団地共益費及び、地区の区費（共益費2,000円、区費1,500円）が別途かかります。これらのお支払いについては、入居者のうち1名が団地の会計となり、毎月他の入居者から集めた共益費にて共用部分の電気代等の支払いを行い、区費についても入居者から集めた分を地区の会計へ支払いします。団地会計は通常1年ずつ等で次の入居者へ交代をします。その際に総会を実施する等により、精算（足りない場合は追加徴収必要）を行ってください。その他、役場への空き家分負担金の請求など、会計の仕事があります。
なお、地区の住民となりますので、地区の方から依頼等があった際には必ず協力してください。
- ・ 住宅退去時には、破損箇所の修繕及び全室のクリーニングが自己負担となります。（敷金で足りない場合は別途修繕代として請求されます）
- ・ ペットの飼育はできません。近隣への迷惑となるだけでなく、ペットによる住宅への傷などは損害賠償の対象となりますのでご注意ください。
- ・ 独身住宅では鍵の付け替えを行っておりません。鍵は前入居者からすべて返却していただいておりますが、心配な場合には鍵の交換は自己負担で行っていただくこととなります。その際には役場へ届け出をされた上で、管理のため付け替えた鍵のスペアキーを提出していただく必要がありますのでご了承ください。

上記文面を確認し、内容について了承しましたので申し込みをいたします。

氏名 _____ 印 _____

柳津町役場建設課建設係
TEL 0241-42-2117

受付番号	抽選番号

後継者独身住宅 2号棟 入居申込書

柳津町長 様 年 月 日

後継者独身住宅の入居の申込みを致します。

住 所 電話

氏 名 ④ 年 月 日生

申込者の勤務所所在地

勤務所名称

誓 約 書

- 1 この申込書に記入した事項は、全て事実と相違ないことを誓約致します。
- 2 この申込書に虚偽の事実を記載した場合は、後継者独身住宅申込の無効処分又は、当選の失格処分をされても異議申立て致しません。

年 月 日

氏 名 ④

摘要

記入の見本

出倉団地後継者独身住宅2号棟入居に関する諸注意

- 下記は入居に関する諸注意となりますので、必ずご確認ください、了承された上でお申込みください（確認をしたことの証として、ページ下欄に記名押印願います）。また、内容にご不明な点やご質問等がございましたら、下記までご連絡ください。
- ・ 独身で町内に住所がある方または勤務場所がある方が対象となります。なお、入居に伴い住所を移してしていただくようになります。
 - ・ 年齢が18歳以上50歳未満であり、学生ではない方が対象となります。入居後は50歳になった時点で退去していただきます。また、他者との同居はできません。
 - ・ 入居する際には連帯保証人及び、家賃3ヶ月分の敷金が必要となります。連帯保証人は確実な保証能力のある方でなければなりません。（連帯保証人の所得証明書等により判断しますので、適切であると認められない場合には別の連帯保証人を見つけていただく必要があります）
 - ・ 共用部分の電気代等としての団地共益費及び、地区の区費（共益費2,000円、区費1,500円）が別途かかります。これらのお支払いについては、入居者のうち1名が団地の会計となり、毎月他の入居者から集めた共益費にて共用部分の電気代等の支払いを行い、区費についても入居者から集めた分を地区の会計へ支払いします。団地会計は通常1年ずつ等で次の入居者へ交代をします。その際に総会を実施する等により、精算（足りない場合は追加徴収必要）を行ってください。その他、役場への空き家分負担金の請求など、会計の仕事があります。
なお、地区の住民となりますので、地区の方から依頼等があった際には必ず協力してください。
 - ・ 住宅退去時には、破損箇所の修繕及び全室のクリーニングが自己負担となります。（敷金で足りない場合は別途修繕代として請求されます）
 - ・ ペットの飼育はできません。近隣への迷惑となるだけでなく、ペットによる住宅への傷などは損害賠償の対象となりますのでご注意ください。
 - ・ 独身住宅では鍵の付け替えを行っておりません。鍵は前入居者からすべて返却していただいておりますが、心配な場合には鍵の交換は自己負担で行っていただくこととなります。その際には役場へ届け出をされた上で、管理のため付け替えた鍵のスペアキーを提出していただく必要がありますのでご了承ください。

上記文面を確認し、内容について了承しましたので申し込みをいたします。

氏名 柳津 太郎 

柳津町役場建設課建設係
TEL 0241-42-2117

記入の見本

受付番号	抽選番号

後継者独身住宅 2号棟 入居申込書

柳津町長 様

令和3年 〇月 〇日

後継者独身住宅の入居の申込みを致します。

住 所 福島県河沼郡柳津町〇〇字〇〇番地 電話 0241-42-2117

氏 名 柳津 太郎 印 平成〇年 〇月 〇日生

申込者の勤務所所在地 柳津町〇〇字〇〇番地

勤務所名称 柳津〇〇株式会社

誓 約 書

- この申込書に記入した事項は、全て事実と相違ないことを誓約致します。
- この申込書に虚偽の事実を記載した場合は、後継者独身住宅申込の無効処分又は、当選の失格処分をされても異議申立て致しません。

令和3年 〇月 〇日

氏 名 柳津 太郎 印

摘要